

(別記1)

補助金交付の対象となる経費

| 経費科目 | 具体的内容 |
|---|---|
| 謝金(※) 委員手当 専門家謝金 講師謝金 | 専門家委員が委員会に出席したときに支給する手当 * 業界側委員(実施組合の委員)には支給できない。 専門家委員が実地調査等を実施したり、委員会等において外部 専門家の意見を聴取したりする場合の謝金 * 業界側委員には支給できない。 専門家委員が成果普及のための説明会等の講師をする場合の 謝金 * 本事業に関わりのない専門家は補助対象とならない。 |
| 旅費(※) 委員旅費 専門家旅費 調査旅費 職員等旅費 | * 原則として公共交通機関の利用を対象とし、タクシー代、レンタカ ー代は補助対象とならない。また、旅費の算定に当たっては、〇〇県 中央会の旅費規程を準用すること。 * 海外旅費は、海外でなければ事業効果が得られない場合に限り対 象となる。 委員が委員会に出席するための旅費 専門家委員が実地調査や講師をしたり、外部専門家が委員会に 出席する場合の旅費 * 「謝金」を支出する場合は、謝金と併せて源泉徴収をすること(法 人払いを除く)。 業界側委員が実地調査を実施する場合の旅費 組合の専従役職員が委員会への出席や実地調査をする場合の 旅費 |
| 会議費 | 委員会のお茶代 * 委員会以外の打合せ等は補助対象とならない。 * 食事代及び菓子代は補助対象とならない。 |
| 印刷費 | 委員会、展示会等の資料のコピー、アンケート用紙等の印刷、 報告書等の印刷のための費用 |
| 原稿料(※) | 報告書作成のための原稿料 |
| 雑役務費 | 臨時的業務のアルバイト代 * 長期的な継続雇用は補助対象とならない。 |

| | |
|-------|---|
| 通信運搬費 | 委員会開催通知、調査票の発送、説明会等の開催通知及び資料等の送付のための費用 |
| 消耗品費 | 事業実施に不可欠な消耗品の購入のための費用 *他の業務において使用可能な物品は対象としない。 |
| 借損料 | 委員会等の会場等の借上料、展示会等への出展料、機器等のレンタル料、車両借上料 |
| 委託費 | 集計作業、試作、加工、ネットワーク・WEBサイト開発等専門的分野の業務を外部の業者・機関等に委託する場合の費用 |

(※) 謝金、旅費、原稿料に係る源泉徴収を適正に行うこと。徴収義務の有無や税率については、所管税務署等に確認し、指示に従うこと。

(別記2)

経費支出基準

○謝金等の金額(税込)は、次の基準を上限として決定して下さい。

1. 委員手当

①委員長 30,000 円

②その他の専門家委員 20,000 円

(*業界側委員は、委員手当の対象となりません。)

2. 専門家謝金

①大学教授、弁護士、公認会計士及び弁理士等(1日) 40,000 円

②大学准教授・講師、技術士、中小企業診断士、税理士、社会保険労務士、
ITコーディネーター等 (1日) 30,000 円

③その他の専門家 (1日) 20,000 円

3. 講師謝金

①大学教授、弁護士、公認会計士及び弁理士等(1時間) 50,000 円

②大学准教授・講師、技術士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、
ITコーディネーター等 (1時間) 40,000 円

③民間企業

a) 企業経営者等 (1時間) 40,000 円

b) 部長クラス (1時間) 30,000 円

c) 課長クラス (1時間) 20,000 円

d) その他 (1時間) 15,000 円

④社団法人・組合等

a) 役員等 (1時間) 40,000 円

b) 事務局長 (1時間) 30,000 円

c) その他 (1時間) 20,000 円

⑤公的機関(独立行政法人・公庫等を含む)

a) 役員等 (1時間) 40,000 円

b) 部長クラス (1時間) 30,000 円

c) 課長クラス (1時間) 20,000 円

d) その他 (1時間) 15,000 円

4. 旅 費

〇〇県中小企業団体中央会の旅費規程を準用

5. 会議費

お茶代 委員会 1 回 1 人につき 500 円

6. 原稿料 400 字につき 3,000 円

7. 印刷費

コピー代 白黒の場合 1 枚 10 円
カラーの場合 1 枚 20 円

8. 雑役務費 1 時間 (交通費別) 930 円